

令和 8 年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻本堰用水路改修（その 1）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業盛岡南部地区鹿妻本堰用水路改修（その1）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営盛岡南部土地改良事業計画に基づき、鹿妻本堰用水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市上鹿妻切付地内

3. 工事概要

本工事は、鹿妻本堰用水路工事で、その概要は次のとおりである。

水路延長	L=32.630m
施工始点	測点 NO.7+ 0.11
施工終点	測点 NO.8+12.74

内訳

管水路（管更生工法）	L=32.630m
巻込鋼管	呼び径 1820mm
仮設工	1 式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

既設管内配管工事は、落水後である令和8年11月1日以降でなければ工事着手できない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等59日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙―2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている130日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙―2と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所（別図―1）	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
盛岡市道上鹿妻13号線	1名／日	1名	昼間	無

2. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

工 種	排水区分	排 水 量	箇 所 数
管内清掃工	作業時排水	0m ³ /h 以上 7m ³ /h 未満	1 箇所

2. 除雪工

工事現場内における除雪は計上していない。工事現場内において除雪が必要となった場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。なお、除雪対象は、降雪深が10cm以上とする。

3. 換気設備工

施工に先立ち換気設備を設置しなければならない。

換気方式、換気量、空気を取り入れる開口部については、次表のとおり計画している。

なお、受注者は換気設備を設置するにあたり、管水路の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で効率的な換気設備を設置しなければならない。

換気方式	換 気 量	開 口 部	備 考
送風機	60.33m ³ /min 以上	稲荷場大分水工	

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保を予定している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、「別図-1」に示すとおりである。

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会いしなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 巻込鋼管

SS400 水輸送用塗覆装鋼管 $\phi 1820$ $t=10\text{mm}$

内面：水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 0.5mm 以上

外面：ジンクリッチプライマー 1 回塗り

(2) 円周方向裏当金

$\phi 1820$ 用

内外面：ジンクリッチプライマー 1 回塗り

(3) 充填材

試験（測定）項目		試験方法	（参考）規格値
充 填 材 性 状	配合	—	—
	一軸圧縮強度	JIS A 1216 「土の一軸圧縮試験方法」	28 日圧縮強度値が 1.0N/mm ² 以上
	生比重	JHS A 313 「エアモルタル及びエアミルクの試験方法」	申告値 $\pm$ 0.1 (g/ml)
	フロー値	JHS A 313 「エアモルタル及びエアミルクの試験方法」 シリンダー法	申告値 $\pm$ 20mm
	空気量	JHS A 313 「エアモルタル及びエアミルクの試験方法」	申告値 $\pm$ 5%

(4) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物	備 考
巻込鋼管	管製作承認図、検査証明書、ミルシート	
巻込鋼管 (グラウトホール付き)	管製作承認図、検査証明書、ミルシート	
円周方向裏当金	管製作承認図、検査証明書、ミルシート	
充填材	配合計画書	

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
巻込鋼管	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。
巻込鋼管 (グラウトホール付き)	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。
充填材	充填材性状	初期施工段階
	空袋数量	施工完了後、空袋等を確認

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 等
敷鉄板	t=22	金ヶ崎町

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 管体工

(1) 一般事項

施工にあたっては、次の表の図書を参考とするものとし、施工に先立ち施工計画書を提出のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	備 考
1	パイプインパイプ工法設計・施工指針	日本水道鋼管協会	
2	鞘管工法の計画・施工指針	日本水道鋼管協会	
3	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】(案)	農村振興局整備部設計課施工企画調整室	

(2) 既設管内清掃工

既設管内の洗浄を十分に行い、出来形に悪影響を及ぼす可能性のある土砂、小石、管壁破損片等を完全に除去する。

洗浄後は目視にて既設管内が十分に洗浄されているかどうかの確認を行い、既設管内に施工に支障をきたしそうな異物が残留している場合は、再度管路内清掃を行う。

管路内に人が入って作業する場合は、酸欠空気、硫化水素濃度等、安全面に十分注意して作業を行う。

(3) 管搬入

管内への管材等の搬入は、稲荷場大分水工よりクレーン等により吊り下し、バッテリー車等で所定の位置まで運搬するものとする。

なお、管内への搬入にあたっては、既設管、管材等に損傷を与えないよう必要な対策を講じるものとする。

(4) 鞘管工法

1) 管の仕様は、図面に示すとおりとする。

2) 管の接合については、レバーブロック等を用いて接合するものとする。

3) 巻込鋼管の拡張は、据付位置まで運搬後、グラインダー等を使用して固定金具を切断し、油圧ジャッキ等を使用し、図面に示す内径まで拡張するものとする。

4) 管据付は、管を芯出し仮付け溶接を行うものとし、仮接合の際には裏当金スペーサーの取付けを行うものとする。

5) 本溶接は、裏当溶接を行うものとする。

(5) 現場塗装（内面塗装）

現場塗装は、JIS G 3443-4（水道用無溶剤型エポキシ樹脂塗装）により塗膜厚 0.5mm 以上となるよう施工するものとする。

なお、これにより難しい場合は、これと同等以上の方法で行うものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

(6) 充填材注入工

1) 注入工に先立ち施工計画書を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

2) 充填確認は、グラウトホールからの充填材が連続して絶えず流出するようになった時点でグラウトホールを閉塞し、注入を終了する。

なお、本工法に用いる充填材は、圧縮強度が 1.0N/mm² 以上のものを用いる。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

- 1) 管体工（鞘管工法）の施工管理については、農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】（案）を準用するものとし、以下のとおりとする。

品質管理項目

試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	（参考）規格値
一軸圧縮強度	JIS A 1216 「土の一軸圧縮試験方法」	2 回/日	28 日圧縮強度値が 1.0N/mm ² 以上
生比重	JHS A 313 「エアモルタル及びエアミルクの試験方法」		申告値±0.1 (g/ml)
フロー値	JHS A 313 「エアモルタル及びエアミルクの試験方法」シンダー法		申告値±20mm
空気量	JHS A 313 「エアモルタル及びエアミルクの試験方法」		申告値±5%
裏込め注入量	—	充填パンプごと	確認孔から吹き出した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認する。
裏込め材注入圧力管理	—	施工中の記録の提出	設定値以下

2) 現場継手溶接部の試験

継手溶接部の検査は、超音波探傷試験 JIS Z 3060 により行うことを原則とし、次の内容により実施する。

検査は、（社）日本非破壊検査協会（放射線透過試験技術）の認定技術者が実施し、超音波探傷試験 JIS Z 3060 の分類に基づきM検出レベル3級とする。検査結果が不合格の場合は、手直し補修後、再検査を実施しなければならない。

- ① 試験頻度は、全溶接延長の5%とする。
- ② 試験位置は、溶接線の交差箇所とし、1箇所につき30cmの範囲を検査する。
- ③ 判定基準は、「水道用鋼管現場溶接継手部の非破壊検査基準」WSP 008に基づくものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- （４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 排水量に変更が生じた場合
- (2) 第三者及び警察等との協議結果により変更が生じた場合
- (3) 交通誘導警備員の配置員数の変更が必要となった場合
- (4) 公共事業関係調査の該当となった場合
- (5) その他

第 12 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書 様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14 日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6）のV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1 編1－1－40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R）正副2 部
- ・ 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

- (4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 真夏日
日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、12)～17)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式(洋風)便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)

- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】１）～６）及び【付属品として備えるもの】７）～１７）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 昇降設備の充実 ② 環境負荷の低減 ③ I C T設備の充実 ④ 作業負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策 ③ 健康関連施設の充実 ④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	① 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ② 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4」で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨（※ 1）の被災地域における被災農林漁家を雇用した。（7.5 点）

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨（※ 1）の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（5 点）

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨（※ 1）の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（2.5 点）

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 既設管内配管工				
(1)既設管内清掃工				
既設管内清掃	人力施工	m	32.6	
(2)配管工	巻込鋼管			
管引込	巻込鋼管 φ1820	m	32.6	
拡管工	巻込鋼管 φ1820	m	32.6	
管据付	巻込鋼管 φ1820	m	32.6	
鋼管溶接工	周方向 裏当溶接 t=6mm	箇所	18	
鋼管溶接工	軸方向 裏当溶接 t=6mm	m	32.6	
塗装工	周方向 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	箇所	18	
塗装工	軸方向 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	m ²	9.8	
(3)間隙充填工				
端部処理工	間仕切り設置壁	箇所	2	
充填材注入工	エアミルク 1.0N/mm ²	m ³	15.5	
グラウトホール閉塞工		箇所	12	
充填設備据付撤去		箇所	1	
(4)既設管養生工				
既設管養生	急結モルタル補修	箇所	12	
既設管養生	トタン板	m	32.6	
既設管養生撤去	急結モルタル補修	箇所	12	
(5)材料費				
巻込鋼管	φ1820 2.00m 911kg/本	本	14	
巻込鋼管	φ1820 グラウトホール付 2.00m 911kg/本	本	2	
巻込鋼管	φ1820 グラウトホール付 0.63m 288kg/本	本	1	
円周方向裏当金	φ1820用 10.40kg/個	個	18	

別紙ー1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2. 仮設工				
(1) 仮設備工				
管引込設備工	仮設ステージ設置・撤去	設備	1	
敷鉄板敷設・撤去		m ²	24	
土のう工		m ³	11.0	
換気設備運転		設備	1	
電力料及び損料		日	88	
(2) 資機材搬入準備工				
グレーチング撤去・復旧	B2000×L1000、B1700×L1000	ton	2.81	
グレーチング受桁撤去・復旧	B150×L75、B250×L125	ton	0.60	
(3) 水替え工				
排水ポンプ（仮設）	作業時排水 0m ³ /h～7m ³ /h	箇所	1	
(4) 安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員 B	人	20	
3. その他				
(1) 運搬費				
仮設材輸送		ton	4.15	
(2) 技術管理費				
超音波探傷試験		箇所	4	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- １ この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- ２ この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- ３ 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

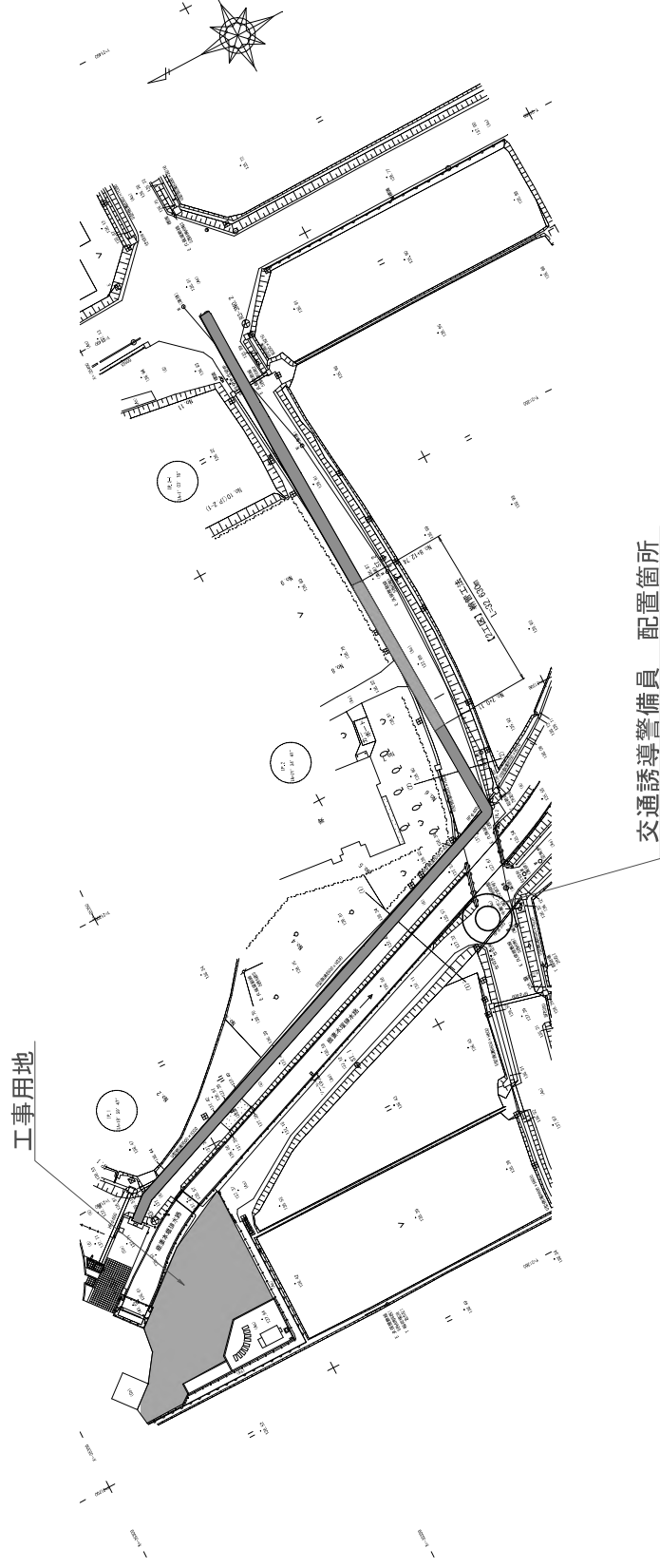
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。



令和 8 年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 鹿妻本堰用水路改修（その 1）工事			
図 面 目 録			
図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面縦断図	1	
3	標準断面図	1	
4	鞘管工法標準図	1	
5	鋼管詳細図	1	
6	仮設計画図（1／2）	1	
7	仮設計画図（2／2）	1	
	合 計	7	

令和 8 年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 鹿妻本堰用水路改修（その 1）工事			
図 面 目 録			
図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面縦断図	1	
3	標準断面図	1	
4	鞘管工法標準図	1	
5	鋼管詳細図	1	
6	仮設計画図（1／2）	1	
7	仮設計画図（2／2）	1	
	合 計	7	

令和 8 年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区 鹿妻本堰用水路改修（その 1）工事			
図 面 目 録			
図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面縦断図	1	
3	標準断面図	1	
4	鞘管工法標準図	1	
5	鋼管詳細図	1	
6	仮設計画図（1／2）	1	
7	仮設計画図（2／2）	1	
	合 計	7	